平成２８年（フ）第３９８５号
大阪府高槻市玉川２丁目37番507号
債務者　水野　香織
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２５９号
大阪市西区九条南３丁目17番11号603、前住所大阪市港区夕凪２丁目17番13号カサ・ベール302号
債務者　安川　眞人
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１１号
北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛383番地の１つつじ団地Ｃ棟251
債務者　清水田愛美（旧姓高桑）
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７６３１号
東京都江東区東陽５丁目29―41―210
債務者　星野　良明
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６３２号
東京都北区滝野川３丁目10―１―802　ガーラ・ステージ西巣鴨Ⅱ
債務者　平子　智子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６３３号
東京都練馬区光が丘２丁目４―11―306
債務者　小林真菜美
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６３６号
東京都文京区大塚５丁目36―10
債務者　舘野　幸一
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６６３号
東京都世田谷区経堂２丁目33―４―203
債務者　相良　雅行
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６６４号
東京都中野区上鷺宮５丁目17―14―101
債務者　秋元　千佳
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６６５号
東京都目黒区中央町１丁目４－３－107
債務者　浦川　優樹
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６６６号
東京都府中市若松町１丁目31－３－301
債務者　千葉　勝彦
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６６８号
東京都墨田区京島１丁目19―５―102
債務者　山崎あい子（旧姓山谷）
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６６９号
東京都荒川区東尾久２丁目29―４
債務者　宮崎　照子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６７１号
東京都大田区蒲田３丁目12―14―101
債務者　木村　順子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６７２号
東京都羽村市富士見平２丁目６―19―208
債務者　笹谷　義春
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６７３号
東京都葛飾区青戸３丁目28―７―201
債務者　石井　彩乃
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部